



主な掲載内容

- 》平成 25 年度 決算 P 2 ~ 3
- 》町政トピックス P 4 ~ 6
 - ・子ども医療対象を拡大
 - ・桂川町文化事業
- 》高血圧シリーズ 最終回 P14
- 》古代くん広場 P20 ~ 27
 - ・古代の謎フェスティバル
 - ・けいせん 秋の運動会
 - ・土師老松神社 仲秋祭

【表紙写真】（関連記事 24 ページ）
土師老松神社 仲秋祭
土師の獅子舞（下土師地区）

桂川町長選挙及び桂川町議会議員一般選挙 11月9日(日)

【問合先】総務課 ☎65・1100



（桂川町公式ホームページ）

<http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>

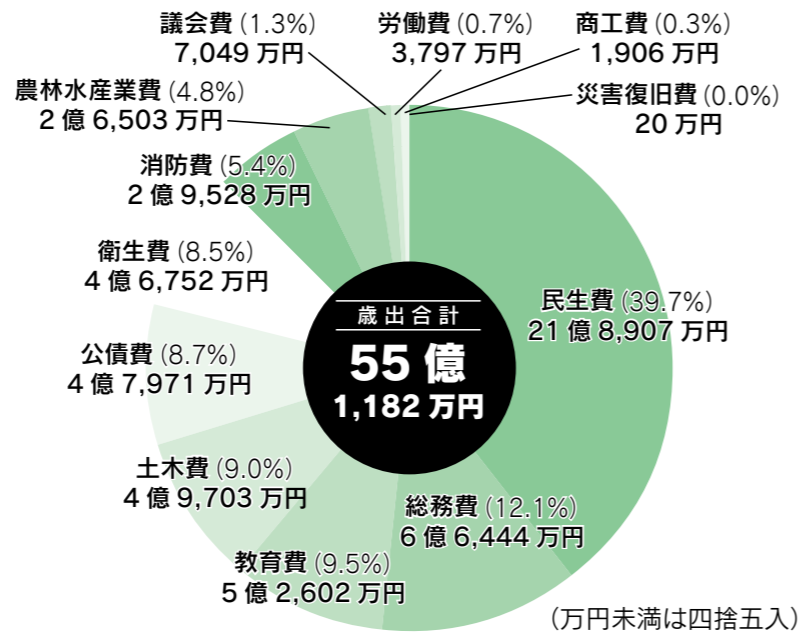
桂川町

検索

※携帯電話では、左記 QR コードや上記 URL から桂川町役場電話番号案内などがご覧になれます。

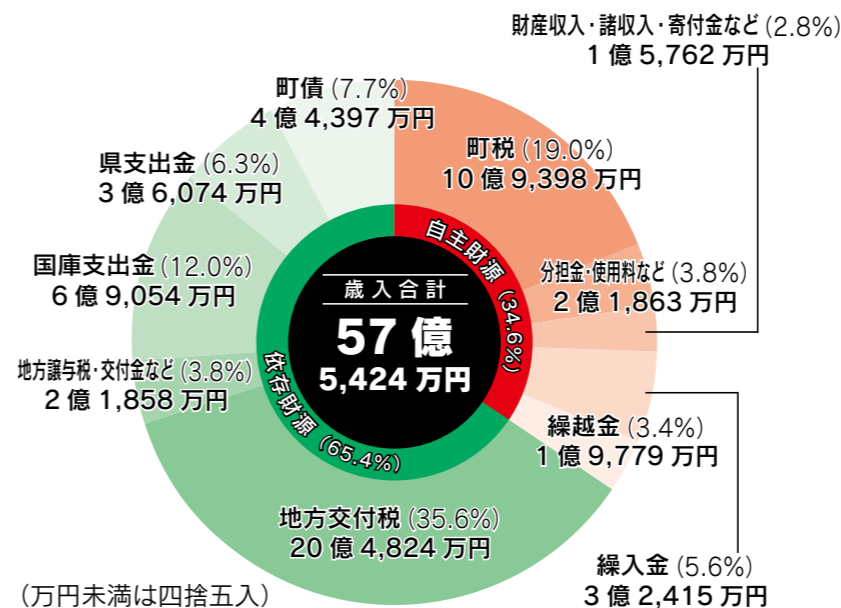
歳出

平成25年度の一般会計の歳出は55億1,182万円でした。民生費が全体の39.7%の21億8,907万円と最も多く、ついで総務費が6億6,444万円となっています。教育費5億2,602万円は、住民センター前ふれあい広場や桂川幼稚園園舎、桂川小学校トイレの改修工事などに使われました。前年度から2億4,215万円の増額となった土木費4億9,703万円は、町道土居・瀬戸線および土居・笹尾線の改良工事や、桂川駅南側道路の整備工事などに使われました。消防費では、消防団に配備している消防ポンプ自動車4台の更新などに使われました。



歳入

平成25年度の一般会計の歳入は57億5,424万円でした。その内訳は、国や県などに頼った依存財源が約65.4%、町税などの自主財源が約34.6%となっています。前年度と比較すると、自主財源が1億427万円(約0.6ポイント)増えています。しかし、自主財源には全体の約3.4%にあたる前年度からの繰越金1億9,779万円などが含まれているので、実際の町税などの収入は、約31.2%という状況です。依存財源の中で最も多い割合を占めるのが地方交付税の20億4,824万円で、歳入全体の約35.6%を占めています。



特別会計

(単位：万円)

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引額
住宅新築資金等貸付事業	1,675	1,615	60
土地取得	9	9	0
国民健康保険	17億8,499	17億9,906	△1,407
後期高齢者医療	1億7,074	1億6,898	176

【特別会計】特定の事業を行うために一般会計と区分して設置、収支を行う会計

※国民健康保険特別会計の赤字額1,407万円は、平成26年度からの繰上充用金で補てん

水道事業会計

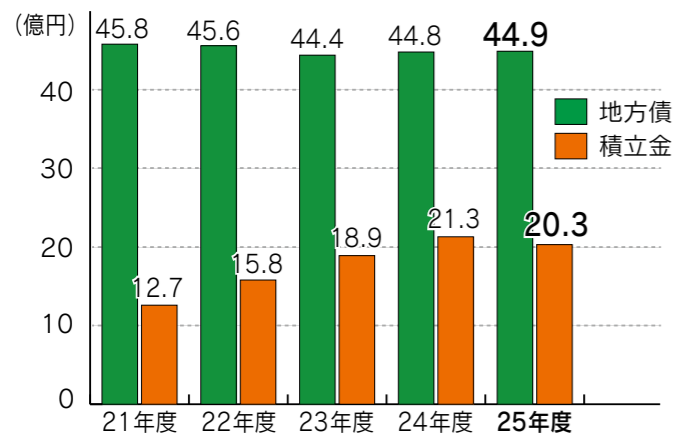
(単位：万円)

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引額
収益的収支	2億1,129	1億6,783	4,346
資本的収支	0	4,084	△4,084

【収益的収支】水道水を作り、販売するための予算
 【資本的収支】漏水など急な水道管工事などに利用される予算。赤字分は収益的収支予算などから補てん

※資本的収支不足額4,084万円は、以下より補てん
 ・当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額…36万円
 ・過年度分損益勘定留保資金…825万円
 ・当年度分損益勘定留保資金…2,223万円
 ・建設改良積立金…1,000万円

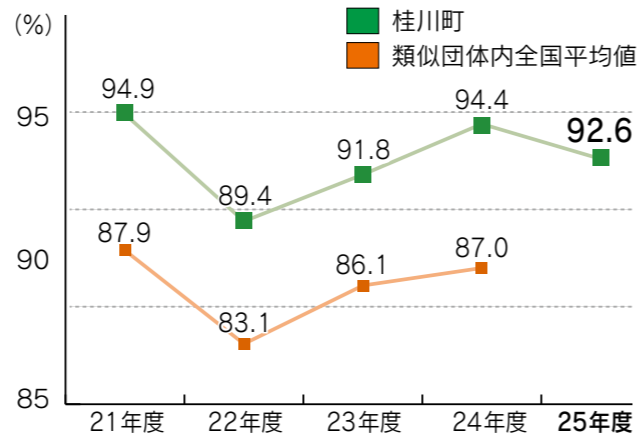
地方債・積立金



【地方債】年度を越えて元利を償還する借入金

【積立金】特定の目的のために活用できる町の貯金

経常収支比率



【経常収支比率】必要経費を経常一般財源で割った指数。比率が低いほど自治体が財源を自由に使える割合が増える

【決算概要】

一般会計の歳入は前年度に比べて1億9,543万円の増額の57億5,424万円、歳出は1億5,079万円の増額の55億1,182万円となり、歳入・歳出ともに前年度より増額となりました。

健全化判断比率および資金不足比率はすべて早期健全化基準および経営健全化基準を大きく下回っており、財政の健全性を保っています。

経常収支比率は前年度より1.8ポイント改善し92.6%となりました。財政に弾力性を持たせるため、今後も細心の注意を払い財政運営を行う必要があります。

平成25年度の町の財政状況をチェック

決算

平成25年度一般会計と特別会計の決算が9月定例議会で認定されました。今月号では桂川町の平成25年度決算概要を公表します。詳しくは、桂川町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【問合せ先】企画財政課 財政係
 ☎65・1085

健全化判断比率 資金不足比率

健全化判断比率	桂川町	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	算定されず	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	算定されず	20.00%	30.00%
実質公債費比率	4.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	10.4%	350.0%	-
資金不足比率	算定されず	20.00%	-

※赤字額や資金不足額が生じていない項目は「算定されず」と表記

【実質赤字比率】一般会計等の実質赤字の比率
 【連結実質赤字比率】一般会計のほか、特別会計などすべての会計の実質赤字の比率
 【実質公債費比率】公債費等の比重を示す比率
 【将来負担比率】地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率
 【資金不足比率】公営企業の資金不足の比率

1

桂川町長選挙及び桂川町議会議員一般選挙

【投票日】 11月9日(日) 7時～20時

【投票ができる人(以下のすべてに該当する人)】

- ①日本国籍を有し、平成6年11月10日までに生まれた人
 - ②平成26年8月3日までに転入届をし、引き続き桂川町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人
 - ③桂川町選挙人名簿に登録されている人
- ※転出した人は投票できません



【期日前投票及び不在者投票】

投票日当日、仕事などにより投票に行けない人は、期日前投票及び不在者投票をすることができます。入場券は告示日前までに選挙人宛に郵送します。

- 投票期間 11月5日(水)～11月8日(土)まで
- 投票時間 8時30分～20時
- 投票場所 役場2階(期日前投票所及び不在者投票記載場所)

【在宅投票(郵便による不在者投票)】

以下のいずれかに該当する人は、郵便で投票できる場合があります(いずれも一定の要件が必要です)。新規の人は郵便投票証明書の交付手続きが必要です。詳しくは、桂川町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

- 身体に重度の障がいのある人で「身体障害者手帳」または「戦傷病手帳」の交付を受けている人
- 介護保険法の要介護者

問合先

桂川町選挙管理委員会事務局(桂川町総務課内)
☎65・1100

3

市町村対抗「福岡駅伝」桂川町代表ランナーが決定

福岡県民体育大会の競技の一つで、県内60市町村が、9区間31kmで競う市町村対抗「福岡駅伝」が開催されます。

今年が第1回となる同駅伝のために、桂川町体育協会では、町内から各年代の桂川町代表ランナーを選出しました。監督に選ばれた桂川中学校教諭で陸上部顧問の田中憲吾(たなかけんご)さんは、「桂川町の代表として、全員で力を合わせて走ってまいります。応援よろしくお願いします」と意気込みを語りました。

「福岡駅伝」桂川町代表ランナー			
区間	区分	名前	年齢
監督			
1区	ジュニア女子	田中 憲吾	42
2区	シニア	谷合 七海	12
3区	一般男子	田川 浩智	55
4区	中学生女子	小西 勝也	46
5区	ジュニア男子	小西 莉乃	13
6区	一般男子	松本 飛翔	13
7区	一般男子	三池 竜司	44
8区	中学生男子	月原 京四郎	14
9区	一般女子	伊藤 史乃	19
	一般男子	高嶋 哲也	21
	補欠	八兒 卓	26
	補欠	加来 美紗樹	19
	補欠	吉井 瑠里華	14
	補欠	綾部 拓人	14

【開催日時】 11月16日(日) 12時～

【開催場所】 福岡県営筑後広域公園(筑後市津島八三二一)

【その他】 当日は、同会場で「オリンピックピックデララン」「健康21世紀福岡県大会」「まかない飯GP」「ふるさとフェア」など、さまざまな催しも同時開催

問合先

桂川町体育協会事務局(桂川町総合体育館内)
☎65・5145

2

子ども医療 中学校三年生まで 入院の医療対象を拡大

子ども医療助成の変更内容		
助成内容	新しい対象範囲(平成27年1月から)	これまでの対象範囲(平成27年1月まで)
入院	中学3年生まで(※1)	小学校6年生まで(※2)
入院外	変更なし(※3)	

- ※1 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
 - ※2 12歳に達する日以後の最初の3月31日まで
 - ※3 9歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- ※「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成を受けることができる場合は、そちらが優先



【桂川町子ども医療証の取り扱い】

①桂川町の中学校1年生～3年生のお子さん
これまで桂川町子ども医療の受給対象者であり桂川町子ども医療証を持っていた人には、12月下旬までに新しい子ども医療証(入院のみ対象)を郵送します。それ以外の人には、12月に申請書を郵送しますので、新規申請手続きをお願いします。

②桂川町の小学校1年生～6年生のお子さん
現在、桂川町子ども医療証を持っている人には、新しい子ども医療証を12月に郵送しますので、差し替えをお願いします。

問合先

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

4

ふくおか県民文化祭・桂川町文化事業 岩崎大輔とグランドオーケストラ

マルチピアニストの岩崎大輔(いわさきだいすけ)氏のプロデュースで、小編成のクラシック・ジャズの演奏会を開催します。

ジャズコンボによる演奏やシネマサウンド&ミュージカルオンラインなど、どなたでもお楽しみいただける音楽をお届けします。

【日時】 11月30日(日) 13時30分～開場 14時～開演

【場所】 桂川町住民センター大ホール

【入場料】 大人：800円 子ども(中学生以下)：200円
※就学前は無料。全席自由席

【その他】 チケットは住民センターで販売。電話でのチケットの予約はできません。また、売り切れ次第販売を終了します



問合先

社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

11月は児童虐待防止推進月間です。

地域で子どもの成育を見守りましょう
子どもは守られるべき存在です。しかし、本来、子どもを守るべき立場にある親や保護者による「子どもへの虐待」が現在深刻な問題になっています。子育てをする人が、地域に住んでいる人々や身近な相談機関とかかわることで、児童虐待を防ぎましょう。

ひとりでお悩んでいますか?
○はじめての子育てで、不安や孤独を感じています。
○子どもがかわいく思えず、いらいらしてしまいます。
○子育てに経済的な心配があり毎日不安です。

相談先 児童相談所 全国共通ダイヤル ☎0570・064・000
問合先 健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001

人のうき

内 訳	前月比	前年比
人口	14,026人	2 -106
男性	6,613人	4 -35
女性	7,413人	-2 -71
世帯数	6,258戸	5 21

(平成26年9月末現在)

水道修繕当番
11月 (株)福岡設備 ☎65・1035
草 場 ☎72・0122
12月 福沢水道設備店 ☎65・1172
オガタス住設 ☎65・5576

11月の納税期限
国民健康保険税 第6期分
納税は便利な口座振替で!
詳しくは、税務課収納対策室(☎65・1076)までお問い合わせください。

5

12月は「県下一斉徴収強化月間」です

「わすれていませんか、「納税」を
県下一斉に徴収を強化

税金は皆さんが安心して暮らすための大切な財源
町民の皆さんが納める町の税金は、教育や福祉などのさまざまな行政サービスを行うための大切な財源です。税金の滞納は、町の財政を圧迫し、皆さんが安心して暮らすためのまちづくりの支障をきたすこととなります。



桂川町では、福岡県および県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と、滞納の縮減を図っています。
福岡県では、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、預貯金や給与の差押などの滞納処分強化など様々な徴収対策に取り組みます。

納税で困ったときには、必ず相談を
病氣、失業などの特別な事情で納期限内に納めることができない方は、そのまま放置せず、必ず税務課収納対策室に納税相談をしてください。

税の滞納に関してよくある質問

Q. 住宅ローン(自動車ローン)を返済しているので納税を待ってもらえますか?

A. 待つことはできません。
他の方々も、納税分を考慮してローンを組んでいます。また、納税やローンの返済が一時的に困難になった場合は、初めにローンの返済計画の見直しをしています。
滞納する方の中には、ローンの返済を優先し納税を後回しにする方がいますが、税金は、全ての債権に優先することが地方税法に定められています。借金より税金が優先されるので、ローンを理由に納税を待つことはできません。

Q. 仕事の都合などで窓口が開いている時間に納税ができません。どうしたら良いでしょうか?

A. 口座振替をご利用ください。
桂川町では、このような方々を含む皆様に口座振替を推奨しています。口座振替の登録をすると振替口座に入金しているだけで自動的に引落としが行われますので、納税の忘れもありません。窓口での支払いの手間も省けるので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。
また、毎週木曜日は19時まで夜間窓口延長を行っていますので、日中に訪庁できない方はご利用ください。

Q. 軽自動車税は、車検前に納付してもいいですか?

A. 納期限内に納めてください
車検前に納付するつもりであっても、納期を過ぎた時点で滞納者となります。もし軽自動車1年度分の滞納だけでも、滞納処分の対象となります。
また、納付時点の延滞金も納めなければならないので、納期限内に納付しましょう。



問合せ先

税務課 収納対策室 ☎65・1076



図書館だより

11月号

桂川町立図書館 ☎65・4946

冬のビデオ試写会

「ミッキーマウス ミッキーの誕生日」他7話

ディズニーの仲間たちがミッキーのためにサプライズでお誕生会を開きます。どんなことになるやら、ハラハラドキドキ。他にも楽しいお話を7話上映いたします。

日本語音声・字幕での上映です。ご家族揃って、ぜひご覧ください。

【日時】12月13日(土) 14時～15時
【場所】桂川町立図書館
【その他】予約不要。無料



本城健次さんの「山の花」個展

山歩きが趣味で、2000メートル級の山々を登り続けた本城健次さん。登山道の脇に咲く可憐な花々の美しさと力強さに心ひかれ、撮り続けた写真の展示会を行います。

【日時】11月18日(火)～29日(土)
(図書館閉館日は観覧できません)

【場所】桂川町立図書館



▲北海道の山を登った際に本城さんが撮影したコマクサ。

絵本と組木の世界を体験

10月18日(土)、19日(日)に王塚古墳で開催された古代の謎フェスティバル2014において、「組み木の世界展」を開催しました。
また、19日(日)には古代の謎フェスティバル体験コーナー内において、初めて「組木体験コーナー」を開催し、多くの参加者が賑わいました。



▲絵本の世界を表現した組木などが展示されました。体験コーナーでは、糸ノコなどを使用した組木の切り抜き、彩色を体験。

新着図書 一部紹介

- 【一般書】
 - 目を温めれば視力はよくなる! 中川和宏/著者
 - 写真図解でわかりやすい マンネリを打破する写真上達の教室 河野鉄平/著者
 - きょうのできごと、十年後 柴崎友香/著者
 - フォルトゥナの瞳 百田尚樹/著者
- 【児童書】
 - ドラゴンはスーパーマン 茂市久美子/著者 とよたかずひこ/画家
 - だいすき、でも、ゆめみてる 二宮由紀子/著者 高島那生/画家
 - おてっだいの絵本 辰巳渚/作 すみもとななみ/絵
 - くらしに役立つ木の実図鑑 いわさゆうこ、高岡昌江/著

図書館カレンダー

■は休館日
○はミニミニおはなし会開催日(14時～)

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

【開館時間】
平日: 9時30分～18時30分
日曜日: 9時30分～17時



桂川町自治基本条例が制定されました

住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方針等を明らかにした「桂川町自治基本条例」が平成26年9月町議会定例会において修正可決され、平成27年4月1日から施行されます。

なお、桂川町公式ホームページでは、条例と条例解説を掲載しています。合わせてご覧ください。

桂川町自治基本条例

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 町民の権利及び責務（第6条～第8条）
- 第3章 議会の役割及び責務（第9条～第10条）
- 第4章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務（第11条～第13条）
- 第5章 町政の運営（第14条～第17条）
- 第6章 情報の公開及び共有（第18条～第20条）
- 第7章 参画及び協働（第21条～第26条）
- 第8章 住民投票（第27条～第28条）
- 第9章 地域コミュニティ

- （第29条～第31条）
- 第10章 環境（第32条）
- 第11章 連携及び交流等（第33条～第36条）
- 第12章 条例の見直し等（第37条～第39条）

附則

私たちの住む桂川町は、緑に満ちた自然豊かなまちで、福岡県のほぼ中央に位置し、交通の利便性に恵まれています。歴史を振り返れば、国の特別史跡玉塚古墳を始め、大小多くの古墳が存在し、古代から栄えてきました。また、明治中期以降は、我が国最大の筑豊炭田の一面を占め、日本の近代化を支えてきました。私たちは、基本的人権と平和を基礎としたまちづくりと、人づくりを大切にす「住みたい・住み続けたい」まちに、この桂川町を更に発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。現在、地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主自立が、町民には主権者としての自覚が求められています。そのため、「まちづくり」は、主権者である町民と町が、情報の共有の下に参画・協働して、文化の薫り高い心豊かで活力ある桂川町を築いていかなければなりません。

こうした考えの下、住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方針等を明らかにするために、桂川町の礎としてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、桂川町の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、町民の権利及び責務、議会及び町長等の役割及び責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、桂川町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町長等は、これを尊重しなければならない。

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 他の条例、規則その他規程の制定、改正及び廃止並びに計画の策定、変更及び廃止に当たっては、議会及び町長等は、この条例との整合を図らなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 議員は、政治倫理の確立と自己研鑽に努め、積極的に町民の意思を把握するとともに、町民全体の利益を最優先し、町民の信託に応えなければならない。
- 3 議員は、議会活動及び町政の状況について、積極的に町民に公開するよう努めなければならない。

第4章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務

（町長の役割及び責務）

第11条 町長は、町民の信託に応えるため、この条例及び法令等を遵守し、公正、誠実及び総合的にまちづくり及び町政運営を行わなければならない。

第12条 職員は、全体の奉仕者としてこの条例及び法令等を遵守し、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

第13条 町長等は、町の執行機関に設置する審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。）の委員を選任するに当たっては、設置目的等に応じて可能な限り公募による委員が含まれるよう努めなければならない。

第14条 町長は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、議会の議決を経て、総合計画を定め、その実現を図らなければならない。

第5章 町政の運営

（総合計画）

第14条 町長は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、議会の議決を経て、総合計画を定め、その実現を図らなければならない。

- (1) 町民 町内に住所を有する人（以下「住民」という。）、町内で働く人及び学校に通う人並びに町内において事業を行う法人等をいう。
- (2) 町 議会及び町長等の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 町民が政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程に主体的に関わり、行動することをいう。
- (5) 協働 町民、議会及び町長等が、それぞれの責任及び役割分担を尊重し、対等な立場で相互に補充し合い、協力することをいう。
- (6) 地域コミュニティ 行政区並びに地域性及び共同意識を基盤に、共生共助の住みよい地域社会をつくるため、様々な地域の課題に自ら取り組むことを目的として町民により自主的に形成された多様な団体又は組織をいう。

（基本理念）

第4条 桂川町の自治の主体は、町民であることとする。

第5条 桂川町の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定し、町民自らまちづくりに主体的に取り組むことを基本とする。

第6条 町民は、誰もが平等に個性と能力を発揮し、まちづくり及び町政に参画する権利を有する。

第7条 町民は、町が保有する町政に関する情報について知る権利を有する。

第8条 町民は、法令等の定めるところにより、町の行政サービス等を等しく受け権利を有する。

第9条 議会は、住民の代表機関として、町政に関する町民の意思を的確に把握し、町政に反映させなければならない。

第10条 議会は、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行わなければならない。

第11条 議会は、原則として会議を公開するとともに、その審議過程、結果等議会が保有する情報を町民に分かりやすく提供し、町民との情報の共有及び開かれた議会運営に努めなければならない。

第12条 議員は、選挙で選ばれた住民の代表であることを自覚し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

第13条 町長は、町民の信託に応えるため、この条例及び法令等を遵守し、公正、誠実及び総合的にまちづくり及び町政運営を行わなければならない。

第14条 町長は、町民の意思及び実情を把握し、町民福祉の増進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

第15条 町長は、町民の参画及び協働によるまちづくりを推進するとともに、町民との情報の共有に努めなければならない。

第16条 町長は、職員を指導監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材を育成しなければならない。

第17条 職員は、全体の奉仕者としてこの条例及び法令等を遵守し、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

第5章 町政の運営

（総合計画）

第14条 町長は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、議会の議決を経て、総合計画を定め、その実現を図らなければならない。

第15条 町長は、町が保有する町政に関する情報について知る権利を有する。

第16条 町民は、法令等の定めるところにより、町の行政サービス等を等しく受け権利を有する。

第17条 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、その自主性が尊重されるときに、参加すること又は参加しないことによつて不利益な扱いを受けないものとする。

（町民の責務）

第7条 町民は、互いを尊重するとともに、個々の能力をいかし、自治の主体としてまちづくり及び町政への参画及び地域の課題の解決に取り組むものとする。

第3章 議会の役割及び責務

（議会の役割及び責務）

第9条 議会は、住民の代表機関として、町政に関する町民の意思を的確に把握し、町政に反映させなければならない。

第10条 議会は、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行わなければならない。

第11条 議会は、原則として会議を公開するとともに、その審議過程、結果等議会が保有する情報を町民に分かりやすく提供し、町民との情報の共有及び開かれた議会運営に努めなければならない。

第12条 議員は、選挙で選ばれた住民の代表であることを自覚し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

第13条 町長は、町民の信託に応えるため、この条例及び法令等を遵守し、公正、誠実及び総合的にまちづくり及び町政運営を行わなければならない。

第14条 町長は、町民の意思及び実情を把握し、町民福祉の増進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

第15条 町長は、町民の参画及び協働によるまちづくりを推進するとともに、町民との情報の共有に努めなければならない。

第16条 町長は、職員を指導監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材を育成しなければならない。

第17条 職員は、全体の奉仕者としてこの条例及び法令等を遵守し、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

第18条 町長は、町が保有する町政に関する情報について知る権利を有する。

第19条 町民は、法令等の定めるところにより、町の行政サービス等を等しく受け権利を有する。

第20条 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、その自主性が尊重されるときに、参加すること又は参加しないことによつて不利益な扱いを受けないものとする。

（町民の責務）

第7条 町民は、互いを尊重するとともに、個々の能力をいかし、自治の主体としてまちづくり及び町政への参画及び地域の課題の解決に取り組むものとする。

なければならぬ。
2 町長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く町民の参画の機会を確保しなければならない。

3 町長は、総合計画を実施するに当たっては、透明性を確保し、適切に進行管理を行うとともに、進捗状況を町民に公表しなければならない。
4 町長等は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(財政運営)
第15条 町長は、財政状況を的確に把握し、中長期的な視点で予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な施策の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。
2 町長は、財政運営の状態を的確に分かりやすく町民に公表しなければならない。

(行政評価)
第16条 町長等は、総合計画等に基づいた施策の成果、達成度及び問題点を明らかにするため、行政評価を実施しなければならない。
2 町長は、行政評価の結果を的確に分かりやすく町民に公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めなければならない。

(危機管理)
第17条 町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するため、常に不測の事態に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、町民及

(住民投票の発議及び請求)
第28条 桂川町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、町政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、町長に住民投票の請求をすることができる。
2 町長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。

3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。
4 町長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。
5 町長は、第1項の請求に係る署名者数が有権者の総数の3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第9章 地域コミュニティ
(地域コミュニティ活動への参画等)
第29条 町民は、地域コミュニティが行う多様な活動(以下「地域コミュニティ活動」という。)に積極的に参加することにより、これを守り育てよう努めるものとする。
2 町民は、地域コミュニティ活動への参加を通して、共生する地域住民とのつながりを強くするとともに、地域の抱える課題を共有し、その解決に向けて計画的に取り組み、住みよい地域社会の維持形成に努めるものとする。

び地域コミュニティとの連携を図らなければならない。

第6章 情報の公開及び共有
(情報の公開及び共有)
第18条 町は、町民の知る権利を尊重するとともに、町民の町政への参加及び協働を促進するため、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、又は提供しなければならない。

2 町は、町民の意見及び要望等並びに地域課題を把握し、町民との情報の共有を図らなければならない。
3 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。
(説明責任及び応答責任)
第19条 町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。
2 町長等は、町民の意見、要望及び苦情等の申立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答しなければならない。

(個人情報保護)
第20条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、町が保有する個人情報に適正に取り扱わなければならない。
2 個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、別に条例で定める。
第7章 参画及び協働
(町民参画の推進)
第21条 町長等は、幅広い町民の参画を得てまちづくりを推進するため、政策

3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について、町民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
4 町民は、地域コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成とともに、参画しやすい開かれた体制づくりに努めるものとする。
5 地域コミュニティは、他の地域コミュニティの自主性を尊重しながら、相互間の交流及び連携に努めるものとする。

(地域コミュニティ活動への積極的な支援)
第30条 町は、町民活動の重要な担い手である地域コミュニティの活動を尊重するとともに、その活動の推進及び指導者の育成など、まちづくりに関する必要な支援に努めなければならない。
第31条 教育委員会は、学校、家庭及び地域との連携を深め、保護者及び地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた活力ある学校づくりの推進に努めなければならない。

(環境への配慮)
第32条 町民及び町は、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、将来にわたって良好な環境を確保できるよう努めなければならない。
2 町は、前項の規定に基づく施策の展開を図るとともに、町民への啓発に努

の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。
2 町長等は、まちづくりへの参画に関する町民の意思、意見及び要望等を尊重し、適切に対処しなければならない。
(男女共同参画の推進)
第22条 町民及び町は、社会のあらゆる分野で男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、個性と能力が発揮できるよう、男女共同参画を推進しなければならない。
2 男女共同参画の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。
(子どもの参画推進)
第23条 子どもは、自治の主体の一員として、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画することができる。
2 町民及び町は、子どもが安全かつ健全に成長できる環境を整えなければならない。
3 町民及び町は、子どものまちづくりへの参画を積極的に推進しなければならない。

(参画の方法)
第25条 町長等は、町民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査及び公聴会等の開催その他適切な方法により実施するものとする。
2 町民に意見を求めることに関し必要な事項は、別に定める。
(協働の推進)
第26条 町民及び町は、次に掲げること

を基本とし、情報の共有の下に協働によるまちづくりを推進するものとする。
(1) 対等な社会の構成員として、相互の自発性及び自主性を尊重するとともに、相互の役割を認識し、理解を深めること。
(2) 目的を共有するとともに、まちづくりの計画、実施、評価及び見直しの過程において相互の意見及び行動を反映させ、その成果を公表すること。
2 町は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、町民活動の自発性を尊重し、支援するよう努めなければならない。

(参画の対象)
第24条 町長等は、政策の形成及びその実施過程への町民の参画を保障するため、次に掲げるもののうち町民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、町民に意見を求めなければならない。
(1) 計画の策定、変更又は廃止
(2) 条例の制定、改正又は廃止
(3) 施策の実施、変更又は廃止

(国及び県との連携協力)
第33条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、必要に応じて、それぞれ適切な役割分担の下、国及び県と連携し、協力するものとする。
(他の地方公共団体等との連携)
第34条 町は、他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組まなければならない。
(町外の人々との交流)
第35条 町民及び町は、町外の人々と環境、福祉及び観光等共通する課題について積極的に情報交換を行うとともに、交流を深め、その人々の知恵及び意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。
(多文化共生)
第36条 町民及び町は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重するよう努めなければならない。

めなければならない。
第11章 連携及び交流等
(自治基本条例推進委員会の設置)
第38条 町長は、この条例の趣旨及び目

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
【問合先】 企画財政課 企画調整係
☎05-10085

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



◆ 保険環境課 医療介護保険係

お知らせ

年に一度は健診を受けましょう
平成26年度 国民健康保険 集団検診
 桂川町国民健康保険の集団検診を実施します。この機会に健診を受けて、健康チェックを行い、病気の予防に役立てましょう。後期高齢者医療保険や社会保険などに加入している人は対象外ですので、ご注意ください。
健診を受けるには事前に申込が必要です。申込場所は、桂川町役場保険環境課(6番窓口)です。

平成26年度 国民健康保険集団検診	
検診日	12月14日(日)
受付時間	9時～10時30分
検診場所	桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」
検診内容	①がん検診 (胃がん、大腸がん、胸部レントゲン) 【対象】国民健康保険の被保険者 ②成人検診 (胃がん、大腸がん、胸部レントゲン、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図など) 【対象】国民健康保険の被保険者で40歳未満の人 ※40歳以上の人は、同日実施される特定健康診査(ただし、がん検診は含まれません)を受診してください。
申込期間	11月17日(月)～28日(金)
申込に必要な物	①国民健康保険証 ②検診料 がん検診…1,000円 成人検診…2,000円 ※自己負担以外の費用は国民健康保険が負担

申込・問合せ先

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

◆ 社会教育課 社会教育係

催し

二十歳になったあの人に会いに行こう！
平成27年 桂川町成人式
 【日時】平成27年1月11日(日)
 12時30分～受付 13時～開始
 【場所】桂川町住民センター
 【対象】平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれで、桂川町在住または桂川小学校、桂川東小学校、泉河内小学校、桂川中学校を卒業した人
 ※現在桂川町に住居がない人でも、参加することができます
 【その他】該当者には、12月上旬に案内通知を郵送します

問合せ先

社会教育課 社会教育係 ☎65・2007



◆ 保険環境課 生活環境係

お知らせ

「ごみゼロ」が言葉
平成26年度 第2回 桂川町環境美化の日行動
 【日時】11月16日(日) 8時30分～10時
 【実施地域】桂川町内全域
 【集積所】桂川町役場 公用車駐車場
 【実施目標】
 ①空き缶、空きビンのポイ捨て防止と回収
 ②不法投棄の防止および除去
 ③その他、各地域の特性に応じた美化行動
 【注意事項】ご家庭で出たゴミの収集は行いません。指定曜日に有料指定袋で出されるようお願いいたします



◆ 桂川町体育協会

募集

スポーツによる学校・地域連携 好循環プロジェクト
バスケットボール教室
 【期 日】11月21日(金)、22日(土)、23日(日)(3日間)
 【対 象】6歳～高校生(定員30人)
 18歳以上(定員20人)
 【参加費】3000円
 【その他】要申込。定員30人。定員になり次第締め切り
 【スポーツによる学校・地域連携 好循環プロジェクトとは】
 NPO法人CLUB Kによるスポーツを通して学校と地域の連携、青少年の健全育成などを目的としたプロジェクトです

申込・問合せ先

嘉穂郡バスケットボール協会(桂川町体育協会) ☎65・5145



◆ 保険環境課 医療介護保険係

お知らせ

今年度は12月14日が最終日
平成26年度 国民健康保険 特定健康診査
 平成26年度の桂川町国民健康保険「特定健康診査」の集団健診は、12月14日(日)に実施します。今回が最終の健診日となりますので、まだ受診していない人はぜひ受診してください。
 【申込方法】窓口または電話
 【申込期間】11月17日(月)～11月28日(金)
 【受診料】住民税課税世帯の人：500円
 住民税非課税世帯の人：無料

申込・問合せ先

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097



◆ 桂川消防署

お知らせ

消防署よりお知らせ
町内各地で消火栓の機能検査を実施します
 火災の多発期を迎えるにあたり、町民の生命、財産を守る消火活動に万全を期するため、消火栓の特別検査を下記の日程で実施します。
 放水のため赤水などが出るおそれがありますので、住民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

消火栓機能検査日程		
検査日	区域	基数
11月10日(月)	豆田、九郎丸	28
11月11日(火)	土居	28
11月12日(水)	瀬戸、寿命、中屋	17
11月13日(木)	土師(一～二区、徳力)、内山田	23
11月14日(金)	土師(三～六区)	27
11月17日(月)	土師(七～十区、平山、二反田)	18
11月18日(火)	吉隈(一～三区、工業団地)	23
11月19日(水)	土師(笹尾、弥栄)	22

※雨天および災害時は順延。
 ※予備日：11月20日(木)～28日(金)(土日祝日を除く)

【検査日時】11月10日～28日 9時～17時
 【検査対象】○地上式消火栓28個 ○地下式消火栓158個
 【検査内容】
 ○蓋、栓、放口キャップなどの外観検査および作動検査
 ○主弁を開放し、汚濁の出ない程度の放水を実施



高血圧シリーズ

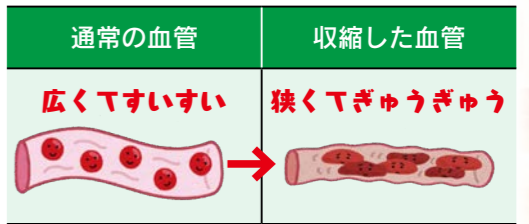
最終回「季節と血圧」

【問合先】
桂川町総合福祉センター
「ひまわりの里」
☎65・0001



総合福祉センター
保健師・管理栄養士

通常の血管と収縮した血管



急に寒い所に行き血管が収縮すると…

- 血液成分が自由に動けない
⇒固まりやすい
(心筋梗塞や脳梗塞の原因)
- 部位によって血液の流れが悪い
⇒詰まりやすい
(心筋梗塞や脳梗塞の原因)
- 血液の流れが速い
⇒破れやすい
(脳出血の原因)
- 血管の壁にかかる圧力が高い
⇒血圧が高くなり血管の壁に張り付いているコレステロールなどの塊が剥がれやすい
(心筋梗塞や脳梗塞の原因)

寒くなる季節 血圧の変動に注意

6月から6回に渡って行った高血圧シリーズも今回が最終回となりました。今月号ではこれからの季節で気をつけていただきたいことについてお話しします。

11月から3月は気温が下がります。血管の収縮と血圧の急上昇が原因で心筋梗塞や脳卒中が多くなる時期です。

暖かい場所から急に寒い場所へ移動すると、体温を外に逃がさないようにするために血管が収縮して血圧が上がります。トイレや脱衣所、布団の外に出る時などは気をつけましょう。もともと血圧が高い

人は更に血圧が高くなる時期です。特に注意しましょう。

【夏場】

気温が高い時は、血管を広げて身体の熱を外に逃がす。血管が広がっているため血圧は低くなる。

【冬場】

気温が低い時は、血管を収縮させて身体の熱を外に逃がさないようにしている。血管が収縮しているため血圧は高くなる。

【対策】

○暖房器具を上手に使う
・朝起きる時間帯に合わせ

て暖房器具のタイマーを使う
・脱衣所は服を脱ぐ前に暖房などで暖める

入浴前にお風呂のフタを外して浴室を暖めておく

○暖かい服装を選ぶ
・暖かい部屋から寒いトイレなどに行く時は、室内でも上着などを追加して着る

入浴中の注意点

寒い浴室から熱い湯船に入ることで、血管は細くなり血圧は一旦上がります。その後、身体が温まることで血管は広がり血圧が下がります。血圧

が下がり過ぎて意識を失ってしまうこともあるので注意が必要です。

【血圧の変動を抑える入浴方法】

- ・お湯の温度は38〜40℃が血圧の変動が少なく適温
- ・湯船に入る前にかけ湯をする(手足の先↓体↓頭の順)
- ・まずはゆっくりみぞおちまでの半身浴から

命にかかわる高血圧 まずは健診を

高血圧は命にかかわる病気を引き起こします。高血糖や脂質異常、肥満が組み合わされると「死の四重奏」と呼ばれ、脳卒中・心筋梗塞・心不全

健幸づくりサポート教室 ~高血圧編~

【日時】 12月18日(木) 10時~12時
【場所】 総合福祉センター「ひまわりの里」
【内容】 保健師、栄養士による高血圧についての解説
【その他】 窓口または電話で要予約



腎不全・認知症の発症率が更に高まります。これまでの高血圧シリーズと一緒に学んだことを日々の生活で活用して、あなたと家族の身体やライフスタイルを守りましょう。
また、高血圧や糖尿病、慢性腎臓病などの生活習慣病は自覚症状がありません。身体の状態を把握するためにも、年に一度の特定健康診査を受けましょう。特定健康診査については、今月号の13ページをご覧ください。
また、高血圧や健康については、ひまわりの里の保健師や管理栄養士に、お気軽にお尋ねください。

暮らしの情報

生活・お知らせ

「よかーけん」抽選会を実施

平成26年度桂川町プレミアム付商品券「よかーけん」のスタンプリリー抽選会にご応募いただいた方の中から厳正な抽選を行った結果、52名の方が当選されました。お知らせいたします。

賞品は順次発送しますので、到着までしばらくお待ちください。

賞品	取扱店	本数
洋菓子詰め合わせ	菓子工房メルシー	5
和菓子詰め合わせ	やぶれ屋	5
こんにやく詰め合わせ	高倉食品	5
清酒 王塚太鼓	古野酒店 なかせ酒店 太田酒店	12
レトルトカレー詰め合わせ	スーパーなかむら	5
コーヒー豆セット	コラボ倶楽部	5
鴨鍋セット	天ぷら河上	5
桂川町産 新米 5kg	青柳精米所	5
ちゃんこ鍋セット	ちゃんこ舞	5

社会保険料控除証明の送付

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には、その年の1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

そのため、日本年金機構から、1年間に納付した国民年金保険料を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が、毎年11月上旬に被保険者に送付されますので、ご確認ください。

※但し、平成26年10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人は、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

問合先 社会保険料控除証明書ダイヤル ☎0570・070・117

個人の白色申告の方へ

個人の白色申告の方で事業や不動産の貸付などを行うすべての方は、平成26年1月から「記帳と帳簿書類の保存」が必要となりました。

対象 事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人を含む)

ない人を含む)

記帳内容 売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項

帳簿等の保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿や取引の際に作成・受領した納品書、請求書、領収書など

その他 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

問合先 飯塚税務署

☎22・6710
HP <http://www.nta.go.jp/>



世界エイズデー HIV検査

日時 11月29日(土) 9時~12時

場所 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所別館1階(飯塚市新立岩八一)

内容 HIV抗体検査(迅速検査)

※採血後1時間程度で結果を通知
その他 要予約。結果内容によっては再来所が必要な場合があります。

予約・問合先 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課 感染症係

☎23・5011

看護職員等の業務従事届

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士および歯科技工士、これらの免許にかかる業務に従事している人は、2年ごとに、住所・氏名などを届け出ることが法律で義務づけられています。

該当する人は、所定の用紙を、勤務地の福岡県保健福祉環境事務所または北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の各保健所へ届け出てください。

届出用紙は、県保健福祉環境事務所や各保健所、または福岡県ホームページから取得できます。

提出期限 平成27年1月15日(木)

問合先 福岡県医療指導課

☎092・643・3276
HP <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

消火器の処分にお困りの方へ

消火器の処分は、日本消火器工業会が消火器の販売店と協力して行っています。

回収方法などの詳細は、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問合先 消火器リサイクル推進センター ☎03・50829・6773
HP <http://www.fepc.jp/>



催し・募集

特に記述のない場合、参加費や申込みは不要です。

J Aふくおか嘉穂 ふれあいまつり

日時 11月15日(土)、16日(日)
9時～16時
場所 J Aふくおか嘉穂本所
(飯塚市小正三一九一)

内容 ○地元農産物の販売
○妖怪ウォッチ、福岡県警音楽隊
などによるステージイベント
○筑穂牛カレーや飯塚伝説ホルモ
ンなどの飲食ブース
○福引抽選会
問合せ J Aふくおか嘉穂 農業振
興企画課 ☎247093

年末調整説明会

日時 11月13日(木)
10時～12時、14時～16時
場所 イイヅカコスモスコモン
(飯塚市飯塚一四一六六)
内容 飯塚税務署職員を講師とし
た平成26年分給与所得の年末調整
説明会
問合せ 飯塚税務署 法人課税第一
部門 ☎2276793

ドラゴンゲートけいせん大会

日時 11月24日(月)
11時～ステージイベント
15時～会場 16時～試合開始
場所 桂川町総合体育館
内容 ○プロレス団体「ドラゴンゲート」
によるプロレスリング
○会場前ではステージイベントや
ドラゴンゲート選手によるトー
クショー、出店などを開催(チ
ケット不要)

その他 有料。チケットや座席など
についてはお問い合わせください
問合せ ドラゴンゲートけいせん大
会実行委員会事務局(桂川町商工
会内) ☎650020

筑豊フェア2014

今年是从来のグルメ、特産品に加
えて、筑豊アイドルグループ「smile」
や宮若追い出し猫体操、炭坑節など
の「おどり」の要素も加わりました。
日時 12月6日(土) 11時～16時
場所 福岡天神中央公園(福岡市
中央区天神一)
問合せ 筑豊フェア2014実行
委員会(福岡県広域地域振興課内)
☎09276513180

嘉穂特別支援学校アート展

日時 11月26日(水)～12月1日(月)
9時～21時
場所 イオン穂波ショッピングセン
ター(飯塚市枝国長浦六八八四八)
内容 児童生徒が作成した学習作
品などの展示
問合せ 福岡県立嘉穂特別支援学校
☎421511

飯塚医師会 市民公開講座

日時 11月29日(土) 14時～16時30分
場所 のがみプレジデントホテル
(飯塚市新立岩二二三七)
内容 「突然の病気に備えて、家
族で話をしていきますか？」をテ
ーマとした講演やシンポジウム
問合せ 一般社団法人 飯塚医師会
☎220195

MOA美術館嘉穂桂児童作品展

日時 11月19日(水)～23日(日)
場所 織田廣喜美術館
(嘉穂市上白井七六七)
内容 嘉穂桂地区の小学生の応募
作品のうち入賞した241点を展示
問合せ 「MOA美術館嘉穂桂児童
作品展」実行委員会事務局
☎09037336300

筑豊アディクションフォーラム

日時 11月23日(日) 10時～16時15分
場所 イイヅカコミュニケーションセンター
(飯塚市飯塚一四一六七)
内容 お酒や薬、ギャンブルなど
のアディクション(依存症)に関
する講演や体験発表、モデルミ
ーティングなど
問合せ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務
所 精神保健係 ☎214875

福岡県母子寡婦福祉大会

日時 11月9日(日) 10時30分～15時
場所 クローバープラザ
(春日市原町三一一七)
内容 式典、行政説明、記念講演
「子どもの自己肯定感を育むには」
学校法人三橋学園夏見台幼稚園・保
育園園主 鳥居徹也氏
参加費 200円
その他 託児あり(10月30日休までに
要予約)
問合せ 福岡県母子寡婦連合会事
務局 ☎0925843922

雇用・試験

平成26年度 自衛官採用試験
募集項目 自衛官候補生(男子)
2次募集
試験日 11月29日(土)、30日(日)
資格 18～26歳
(平成27年4月1日現在)
受付期間 11月19日(水)まで
自衛隊採用説明会
○日時 11月16日(日) 10時～14時
○場所 自衛隊飯塚地域事務所
(飯塚市川津六三九一)
○内容 自衛隊の概要や自衛官候
補生について
問合せ 自衛隊福岡地方協力本部飯
塚地域事務所 ☎224847

相談・法律

各種相談は無料で、秘密は固く
守られます。

無料法律相談

日時 11月20日(木) 12月18日(木)
平成27年1月15日(木) 13時～16時
場所 桂川町住民センター研修室
内容 町民を対象とした弁護士に
よる法律相談(1人30分)
その他 前日までに必ず予約
(先着6人)
問合せ 桂川町役場 総務課 庶務係
☎6511000



労働問題相談会

日時 11月21日(金) 13時～16時
場所 桂川町役場 1階住民相談室
内容 解雇、賃金未払い、労働条
件の切り下げ、いじめやセクハラ
などの職場での悩みの相談受付
問合せ 福岡県筑豊労働者支援事務所
☎221149

特設人権相談所

日時 12月5日(金) 13時～16時
場所 桂川町総合福祉センター
「ひまわりの里」
内容 生活上の心配ごと、家庭内

Pick Up

嘉穂総合高校 10周年記念 総文祭

嘉穂総合高校は今年で創立10周年、桂
川町にやって来てからは7周年です。
10周年を記念して様々な催しが行われ
る総文祭に足を運んでみませんか。

【日時】11月8日(土)
10時～14時30分

【場所】福岡県立嘉穂総合高等学校
(桂川町土師 1117-1)

【内容】
○農産物販売会
○動物ふれあいコーナー
○文化部や有志によるステージ発表
○各科・クラスごとの出し物やバザー

【問合せ】福岡県立嘉穂総合高等学校
☎655727



犯罪被害者のための相談電話

11月25日から12月1日は、「犯罪
被害者週間」です。

日時 月～金曜日 9時～17時45分
内容 福岡県警察による、犯罪被
害にあわれた方々の心のケアに関
する相談

相談先 ミズ・リリーフ・ライン
☎0926327830



福岡県最低賃金改正
1時間 727円

※適用は10月5日からです

【問合せ】
福岡労働局 労働基準部 賃金課
☎0924114578





「桂川っ子」の文字は、桂川中学校美術部員がデザインしたものです。



■ ■ ■
携帯電話等の家庭教育宣言のその後

桂川町立桂川中学校
 校長 安永保之

昨年度、携帯・スマホによる書き込み等による生徒間の問題は5件ありました。今年のPTA総会で「携帯電話等に係る桂川中家庭教育宣言」の決議以来、今のところ問題は0件です。しかし、表面に出していないのかもしれない。

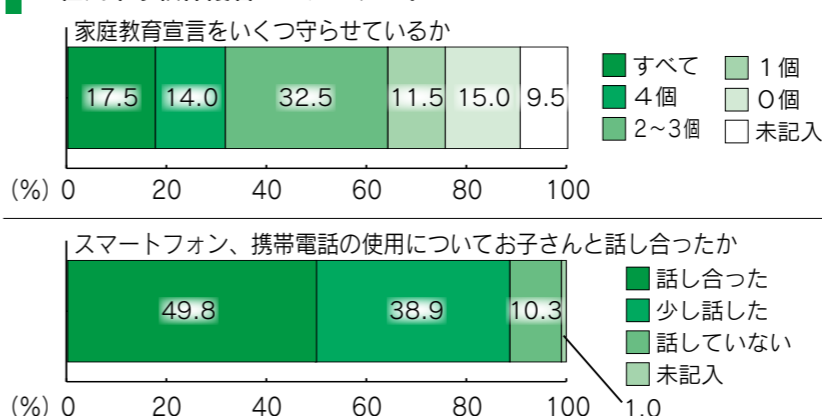
10月より、福岡市内全小中学校も「宣言」と同じことが実施されます。携帯・電話等による子どもへの被害は、深刻かつ解決に時間がかかります。下の表は、9月末アンケートの結果です。いま一度、お子さんと話し合い、ルールを決めましょう。

【宣言内容】

- ① 携帯電話等（スマホ、LINE）によるコミュニケーションを極力避けるようにする。
- ② 携帯電話等（スマホ、LINE）の自宅での使用は、リビングに限定し、夜9時から朝の6時までは、親に預けるようにする。

- ③ 通信内容は、いつでも親が確認できるようにする。
- ④ 携帯電話等にはフィルタリング機能をつける。
- ⑤ 人と話している時、食事中、勉強時、自転車、自転車の運転中は使用しないなどルールを決めるようにする。

桂川中学校保護者へのアンケート（平成26年9月末実施）

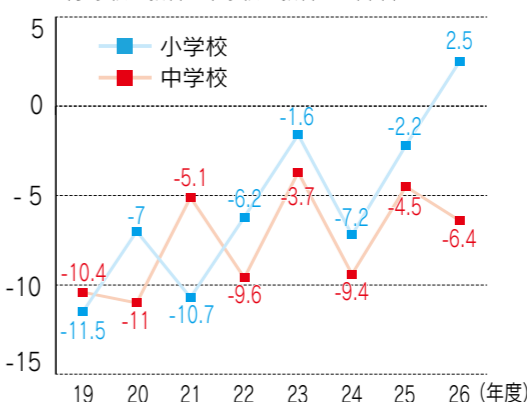


■ ■ ■
平成26年度「全国学力・学習状況調査」及び一県学力実態調査」における桂川町の児童・生徒の状況（その1）

桂川町教育委員会

本年度の4月に実施された「全国学力・学習状況調査」、6月の「一県学力実態調査」の結果の概略を報告します。

学力・学習状況調査の推移 県平均との比較
 （小学校4教科・中学校5教科の正答率）



【小学校6年生】
 国語・算数ともに、それぞれ全国の平均正答率を上回りました。県が実施した学力実態調査でも、社会、理科ともに県の平均正答率を大幅に上回っています。

【中学校3年生】
 国語・数学ともに、全国の平均正答率に至りませんでした。また、社会・理科・英語も県の平均正答率に達していませんでした。しかし、調査が始まった平成19年度から、年によって差が開いたり縮まったりはしているもの

の、全国や県との差は縮小してきています。これだけの伸びを示すことが出来た大きな要因としては、家庭学習等の充実があつているからだと思います。学校でも、さらに学力を伸ばすために「学力向上プラン」を検証し、教育実践に取り組んでいます。学校での学習だけでなく、家庭学習の自身を吟味し継続的に取り組むことが出来るようにしています。家庭でも様子を見てあげ支援をしていけば、子ども達の学力は、さらに伸びるものと思います。家庭学習には、次のような価値があります。

- ① 学校で学んだ知識や技能を反復練習させ、定着を図ることが出来ます。
- ② 学校で学んだ知識や技能を実際の生活で応用し、発展させることが出来ます。
- ③ 新しい教材について予習させ、学校での学習効果を高めることが出来ます。
- ④ 自発的、自主的に学習するよい学習習慣を身につけさせることが出来ます。人間は学習後1時間で約50%、1日後には約60%、2日後には約70%を忘れてしまうという研究結果があります。また、学習後なるべく早く復習をする、忘却がかなり少なくなるといふ研究結果もあります。このように、学習後なるべく早くに反復練習をしながら定着させることは大変意義があることだと思います。

子ども達に学習習慣を身に付けさせるためには、家庭の協力が大切になってきます。町PTA作成の「家庭学習のすすめ」を活用し学習支援をよろしくお願いします。

一人権だより

vol.44



【拉致問題を考えるみんなの集いの案内】

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害の問題の実態を解明し、その抑止を図る目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

その法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。この期間に行われる講演会をきっかけに大きな人権侵害問題である拉致問題を考えてみませんか。

○平成26年度人権講演会「拉致問題を考えるみんなの集い」

- 【日時】 12月11日(木) 14時～16時
- 【場所】 アクロス福岡イベントホール
 (福岡市中央区天神一丁目一〇)
- 【内容】 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表 飯塚繁雄さんによる講演「ブルーリボンに願いをこめて」
- 【その他】 定員800名(先着順)。参加無料。申込不要。手話通訳・要約筆記あり
- 【主催】 福岡法務局・福岡県・福岡市・福岡県人権擁護委員連合会
- 【問合先】 福岡県保護課 092・643・3301



▲ブルーリボン運動とは、北朝鮮に拉致された日本人拉致被害者を救出することを目的とした運動です。

けいせんびと

～話題の人・団体～

健康な歯の秘訣は、何でもしっかり食べること

大塚ツヤ子さん 80・20運動達成で表彰



厚生労働省と日本歯科医師会では、歯に関する「8020」(はちまるにいまる)運動を推奨している。これは、「満80歳で20本以上の歯を残そう」という運動で、「20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができる」と言われていること。由來し、平成元年から行われている。

今年度、8020運動を達成したとして、飯塚歯科医師会から表彰されたのが、大塚ツヤ子さんだ。

大塚さんは昭和8年生まれの81歳。シャキッと伸びた背筋とハツラツとした明るい声が印象的だ。趣味はドライブだという。

大塚さんは、これまで永久歯を2本しか抜いておらず、それ以外はすべて自分の歯だといふ。その健康な歯は、治療に訪れた歯科医師に褒められたほどだ。

健康な歯の秘訣について聞くと「これといったことは何もありません。農家出身で、子どもの頃から芋でも何でも食べよったかね。そんなことが健康な歯に繋がっちゃうのかも知れません」と笑顔で話す。

日々手入れをしている畑を眺めながら「固いものでも何でも食べられると、歯が健康で良かったと思うばい」と話す大塚さんの言葉には、改めて健康な歯の大切さを教えられる。



大塚 ツヤ子さん
 Otsuka Tsuyako (81歳・土師)



▲飯塚医師会から表彰される大塚さん(左)。今年度桂川町から表彰されたのは大塚さん一人だけのこと。



古代の謎 フェスティバル 2014

古代の謎フェスティバル2014は、10月18日(土)前夜祭、19日(日)本祭と、王塚装飾古墳館おまつり広場で開催され、多くの人で賑わった。

前夜祭では、ステージイベントで子供和太鼓^{こどもわたい}夢童鼓響^{むどうこきょう}が初出演。沖縄エイサーも14年ぶりに出演し、観覧者も飛び入り参加で踊りだすなど盛り上がりを見せた。

本祭では記録に挑戦の記録が久々に更新されるなど、多くの来場者、そしてスタッフの手によって支えられた祭りは、盛況のうちに幕を閉じた。





けいせん 秋の運動会



今年も運動会の季節が到来。
桂川町内の各地で運動会が開催されました。
子どもたちは、リレー、組体操、ダンスなどを披露。
応援に駆け付けた家族に向けて、
日頃の練習の成果を存分に発揮しました。

- 【10月 5日】… 桂川小学校 桂川東小学校
- 【10月 12日】… 桂川幼稚園 吉隈保育所 善来寺保育園
- 【10月 14日】… 土師保育所





王塚装飾古墳館の
マスコットキャラクター 古代くん

第19回教育シンポジウム

「輝け桂川の子どもたち」 高齢者と子供の交流の重要性訴える

9/19

住民センターにおいて、桂川町PTA連絡協議会、桂川町教育委員会主催の「教育シンポジウム」が開催されました。

サンビレッジ茜理事長でNPO法人幼老共生まちづくり支援協会理事長の森本精造氏により、地域の教育や子どもの体験の充実、高齢者の健康などについて、実例を交えた講演が行われました。



▲参加者からは「高齢者と子どもたちが交流し、子どもがいろいろな体験することが大切だと思った」などの声が寄せられました。

第57回 福岡県民体育大会

桂川のアスリートたちが 大舞台上で活躍

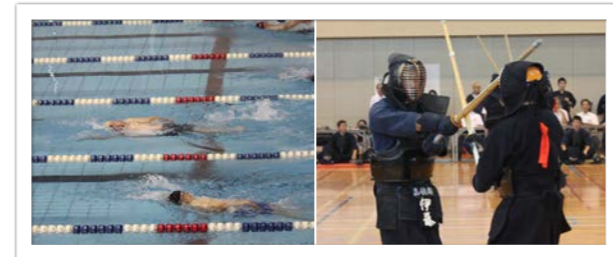
8/24日
9/20・21日

○夏季大会（8月24日(日)） 福岡県立総合プール

水泳競技では、自由形男子小学4年生以下の部で、大里陽天くんが13位、同女子小学5・6年生の部で大谷遥香ちゃんが19位に入るなど健闘。圧巻だったのは男子70歳以上の部の荒木素穂さん。バタフライで準優勝を果たし、背泳ぎでは見事優勝を飾りました。

○秋季大会（9月20日(土)・21日(日)） 筑後地区

桂川町からはバレーボール、剣道、ソフトボール、卓球、バスケットボールの種目で出場。剣道一般男子の部では、1回戦を4勝1敗で勝ち抜きましたが、残念ながら2回戦で敗れました。



コカ・コーラウエスト 一輪車贈呈式

桂川小学校に 一輪車 10台の贈呈

9/22日

桂川小学校で、コカ・コーラウエストによる一輪車の贈呈式が行われました。同社が地域貢献活動の一環として毎年行っているもので、今年は10台の一輪車が贈られ、児童による模範演技も披露されました。

四年生の中嶋凜ちゃんは、「私はまだ乗れませんが、乗れるように練習をがんばります」とお礼の言葉を述べました。



▲贈呈された一輪車で模範演技を行う児童たち。

桂川町老人クラブ連合会 社会奉仕の日活動

地域社会に貢献 清掃作業で公園をきれいに

9/20日

老人クラブでは、毎年9月20日を「社会奉仕の日」として、全国一斉に地域社会に役立つことを目的として奉仕作業を行っています。

桂川町老人クラブ連合会でも、湯の浦森林公園や寿命公園、平山公園の草刈りや清掃作業を行いました。参加した老人クラブの会員約60人は、終始笑顔で作業を行い、明日への元気となりました。



▲きれいに整備された作業後の湯の浦森林公園で記念撮影。

土師老松神社 仲秋祭

獅子が跳び、笛の音が響き、 秋の訪れを告げる

9/23日

土師老松神社で仲秋祭が行われ、獅子舞や太鼓のまわり打ちなどが披露されました。五穀豊穡や家内安全を祈って始まったとされる土師の獅子舞は、上土師地区と下土師地区が1年交替で行っており、今秋は下土師地区が行いました。

神社には、町内外から多くの見物客が訪れ、勇壮な獅子の舞いに大きな拍手が送られました。



1 上土師と下土師では、獅子の舞い方が異なり、それぞれ特徴があります。2 子どもたちによる太鼓のまわり打ち。舞うような軽やかな動きで代わる代わる太鼓を叩きます。3 県外の郷土史会が見物に訪れるなど、境内は多くの人で賑わいました。

分館対抗ソフトバレーボール 結果

気軽に楽しめるソフトバレー 地域の絆でアタック！

9/7日

順位	混成シニアの部	混成ヤングの部
1位	吉隈二	土師一
2位	笹尾二	土師六（ハジロック）
3位	土居一（発泡酒）	土居一（スーパードライ）
4位	土居一（エビス）	土師六（ふたロック）
5位	土師一	九郎丸（烏丸パート1）
6位	第一豆田	九郎丸（烏丸パート2）
7位		土居一（一番搾り）
8位		土師六（ふたつか〜ん）
9位		第一豆田

※7分館15チーム約100人参加。※（）内はチーム名



桂川町文化講演会

「軍師官兵衛と嘉穂地域」 桂川町ゆかりの人物の逸話も

9/7日

桂川町文化連合会主催の文化講演会が、住民センターで開催されました。西日本TNC文化サークル事務局長の竹川克幸氏による「軍師官兵衛と嘉穂地域」をテーマとした講演が行われました。

黒田官兵衛についての話のほか、黒田二十四騎の一人で桂川町にもゆかりのある林太郎右衛門の逸話に、参加した80人は熱心に耳を傾けていました。



▲林太郎右衛門は、槍で虎を仕留めるなど猛将として知られ、関ヶ原の戦い後、桂川町(当時の土師村)に移住。土師老松神社を復興し、柳ヶ元(湯の浦森林公園付近)に居館を構えたと言われています。



「月下美人」 佐谷 禎介 さん撮影

ピンボケ会

本選
救急の事なきを得し夕月夜
甘藷を掘る昭和天皇実録史
秋の草炭坑の名残りの赤煉瓦
一と鉄に子芋の頭五つ六つ
古いぬれば懐かしきかな芋旨し

俳句会 (九月例会)

大庭土筆選
摩治 廣子
藤田 晶愁
原口 孝子
花田 ムツ子
野上 マチ子

短歌会 (十月例会)

「ママあのおね」そっと差し出す幼子の右手に揺れるシロツメクサの花
地下茎もググッと伸びけむ泡立草嫌はれながら我が背越えゆく
同窓会焼鳥は無理と担任のわれに用意の里芋旨し
夏野菜さっぱり引き上げ耕しぬ若返る土に大根芽吹けと
風鈴の鳴る音淋しひんやりと夏も終りの蟬の声聞く
山本智誉子
藤川ミヤ子
木原トシ子
神崎 鈴子
井上あつ子

桂川町老人クラブ連合会
筑豊地区老人クラブ連合会
グラウンド・ゴルフ大会で準優勝

10/9

桂川町老人クラブ連合会の中島輝男さんが、筑豊地区老人クラブ連合会主催のグラウンド・ゴルフ大会で、準優勝に輝きました。
大会は3コース24ホールで競い、その中でホールインワンを2回も出したという中島さん。「いつも桂川町の立派なグラウンド・ゴルフ場で練習した成果が出ました」と笑顔で話しました。



▲井上町長と記念撮影をする中島さん（前列中央）と、大会に参加した老人クラブの会員の方々。

編集＊後記
Editorial Postscript

▶ 広報担当になって1年半が過ぎ、とにかく作るだけで精一杯だった以前よりは、自分が作りたい広報紙を考えることができるようになりました。今回は私が作りたい広報紙の話に少しお付き合いください。
▶ 最近、広報けいせんで、特定の人物や団体を取り上げることが増えました。巻頭の特集もそうですし、不定期で掲載している「けいせいびと」のコーナーもそうです。
▶ とここで、広報の役割とはなんなのでしょうか。「桂川町や各機関からの情報を桂川町民にお知らせする」。これが広報の最も基本的な役割でしょう。しかし、「古代くん広場」コーナーのように「桂川町民のことを桂川町民にお知らせする」ことも、広報の大事な役割であると思います。
▶ 「自分が住んでいる町にこんな人がいるのか」「こんな行事や地域の活動があるのか」といったことを知ってもらうことは、町への愛着心の源となり、まちづくりや地域活動などへの積極的な参加・参画に繋がっていくと思います。そのため、もっともっと桂川町民をクローズアップした広報紙を作りたいと考えています。
▶ ただ、「特定の人物や団体だけ取り上げるのは不公平」という声が上がっているのではないかと、という心配もしています。しかし、誤解を恐れずに言えば、私はそれでいいと思っています。そういった声が上がって、「私が活動している団体も取り上げてほしい」「区の行事を紹介してほしい」と、広報担当の元へ取材依頼が舞い込むことは、大歓迎だからです。
▶ 本来なら広報担当自らそういった情報を仕入れ、こちらから出向くべきなのですが、なかなか実現が難しい面もあります。ですので、紹介してほしい人や団体、地域の行事などがあれば、どんどん広報までご連絡ください。よろしくお願いします。
(吉田翔平)

広報に関するお問い合わせは…
総務課 広報電算係 ☎65・1082



秋の交通安全県民運動 街頭啓発
桂川駅前で桂川幼稚園児が
交通安全を呼びかけ

9/26

朝の通勤・通学ラッシュで多くの乗降客が行き交う桂川駅前、「秋の交通安全県民運動」にともなう街頭啓発が行われました。
この街頭啓発は、毎年、桂川幼稚園の園児らが参加して行われているもので、交通安全グッズやチラシを配り、交通事故防止や飲酒運転の撲滅などを呼びかけました。



▲園児たちからの元気のいいあいさつとグッズ配りに、駅を訪れた人たちは、笑顔で応えていました。

夢・人・未来塾 地引き網体験
糸島市で地引き網
3地域の子どもたちで交流

9/23

糸島市二丈深江海岸にて、夢・人・未来塾主催の「地引き網体験」が行われ、桂川町からは42人の子どもたちが参加しました。
今年度も福岡県アンビシャス広場地域間交流体験事業にあわせて、久山町の久山わいわいクラブ41人と春日市の上白水アンビシャス25人と合同で行い、普段は交流のない地域の子どもたちと楽しく交流しました。



▲力を合わせて網を引き上げると、網にはいろんな魚がぎっしり。獲れた魚はフライや煮魚に調理し、おいしくいただきました。

11月生まれ Happy Birthday

笑顔の写真募集中!

● 対象：町内居住の満1歳から3歳まで ● 申込：持参またはメールで
● 締切：誕生月の前月10日(12月生まれば11月10日まで)
● お子さんの名前(ふりがな)、性別、生年月日、年齢、お子さんへのコメント(40字以内)、住所、連絡先を記入したメモを添付してください。

【問合せ】 総務課 広報電算係 ☎65・1082
kohodensan@town.keisen.lg.jp

かめだ ゆうり
亀田 悠里ちゃん 1歳
H25.11.9生(土師二)

お誕生日おめでとう!
これからもみんなの
人気者でいてね(o^^o)♪
ゆうりLOVE♡

ももこみ ちあき
百富 千明希ちゃん 2歳
H24.11.6生(寿命)

ちいちゃん
お誕生日おめでとう!
元気に大きくなーれ!
いたずらはホドホドに…!

おざおか
御座岡 かなちゃん 2歳
H24.11.28生(土師七)

毎日たくさん笑顔
ありがとう!
みんな、かなの笑顔が
大好きだよー!

※ 在宅当番医は変更が多々ありますので、当日の新聞（筑豊版）でご確認ください。

【総合体育館開催】★ウォーキング教室（9:30～11:00）★健康体操教室（14:00～15:30）

11月

2 (日)	【当番医】内田外科内科医院 ☎65・2121（桂川町土居） 第16回図書館まつり 9:30～ 町立図書館 第12回グラウンド・ゴルフ大会 グラウンド・ゴルフ場 桂川町文化祭 9:00～16:30 住民センターほか
3 (月)	◆文化の日 【当番医】大村内科医院 ☎65・0016（桂川町土師） 桂川町文化祭 9:00～16:30 住民センターほか
5 (水)	わんぱく教室（音楽） 10:30～11:30 総合福祉センター
6 (木)	離乳食教室（要申込） 10:00～13:00 総合福祉センター ※要予約（健康福祉課 ☎65・0001） ★健康体操教室
9 (日)	【当番医】青柳医院 ☎65・0013（桂川町土師） 桂川町長選挙及び町議会議員一般選挙 7:00～20:00 町内各投票所
11 (火)	健康相談 13:30～14:30 総合福祉センター ★ウォーキング教室
12 (水)	健幸づくりサポート教室（ダイエット編） 10:00～12:00 総合福祉センター ※要予約（健康福祉課 ☎65・0001） 業者による補聴器定期相談 13:00～14:00 総合福祉センター
13 (木)	心配ごと相談（行政相談員） 13:00～16:00 総合福祉センター ★健康体操教室
15 (土)	桂川町防災講演会 19:00～ 住民センター

16 (日)	【当番医】あそう内科クリニック ☎29・1666（飯塚市楽市） 第2回桂川町環境美化の日行動 8:30～10:00 町内全域
17 (月)	ピヨピヨ教室 10:30～11:30 総合福祉センター
18 (火)	本城健次さんの「山の花」個展 町立図書館（29日出まで） ★ウォーキング教室
19 (水)	妊婦さん安心教室 9:45～10:00（受付）総合福祉センター
20 (木)	1歳6カ月児健診 13:15～14:00（受付）総合福祉センター ★健康体操教室
23 (日)	◆文化の日 【当番医】塚本クリニック ☎72・4388（飯塚市平塚）
24 (月)	◆振替休日 【当番医】徳永眼科医院 ☎25・0011（飯塚市楽市）
26 (水)	妊婦さん安心教室 9:45～10:00（受付）総合福祉センター
27 (木)	乳児健診（受付は対象月齢によって異なります） 総合福祉センター ブックスタート・フォローアップブック スタート（町立図書館主催事業） 上記乳児健診時に読み聞かせし、絵本2冊を配布 ★ウォーキング教室
29 (土)	文学歴史探訪 9:45～15:20 飯塚歴史資料館ほか ※要申込（図書館 ☎65・4946）
30 (日)	【当番医】上村皮ふ科・形成外科 ☎22・2973（飯塚市忠隈） 桂川町文化事業 岩崎大輔とグラウンドオーケストラ 14:00～（開演）住民センター

12月

2 (火)	★ウォーキング教室
3 (水)	わんぱく教室（あそび） 10:30～11:30 総合福祉センター
4 (木)	★健康体操教室
7 (日)	【当番医】なかおクリニック ☎21・5755（飯塚市堀池）
9 (火)	健康相談 13:30～14:30 総合福祉センター ★ウォーキング教室
13 (土)	冬のビデオ試写会 14:00～15:00 町立図書館
14 (日)	【当番医】宮嶋耳鼻咽喉科 ☎28・3347（飯塚市南尾） 特定健診（集団） 9:00～10:30（受付）総合福祉センター ※要予約（保険環境課 ☎65・1097）

農産物直売所
けいせんとれたて村
5周年 感謝祭!

【とき】
毎週日曜日 8時～12時
※商品が売り切れ次第終了

【ところ】
けいせんとれたて村販売所

【問合せ】
産業振興課 ☎65・1106

* 町長室から *

▽深まりゆく秋 食欲、スポーツ、読書、芸術、行楽、収穫等々、「秋」に因む表現はたくさんありますが、人それぞれに想いの違いはあると思います。

私の場合、遠い日のことですが、一面真っ白に降り積もった霜景色、ピシッと引き締まった朝の空気、田んぼの中に造られた「藁こづみ」、真っ赤に熟した柿の実・・・そんな風情がとても好きでした。この時は、稲の収穫が終わった安堵感と天候をいたずらに気にせず、に済む解放感、そして、自分の自由な時間が持てる嬉しさが交錯し、秋の夜長を満喫したものです。

自分だけの世界を勝手に演じながら、思いに耽る「至福のひとつき」は、何ものにも代え難いものです。さらに、気心を知った友人たちと過ごす語らいの時間は、なお大きな喜びがあふれます。小さな牛舎の片隅のわずか3畳の部屋で酒を飲んで、電気こたつに足を突っ込み、4、5人で寝入ったこともありました。まさに若き日の原風景の一つです。

『若かったころの自分をいとおしむ想い・・・』これは小説『蝸ノ記』（葉室麟著／祥伝社）の中に出てくる主人公・戸田秋谷の言葉ですが、そんな言葉が氣に止まるような年齢になったのかな？と改めて思う次第です。

桂川町長 井上利一